

## 第4回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和2年 4月 6日 (月) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階401・402会議室

### ・出席委員

1番 白石 淳一	2番 金井 邦雄 (会長職務代理者)
3番 角田 郁夫	4番 原田 良美
5番 遠藤 由理子	6番 松井 則雄
7番 堀江 正司	8番 本多 弘
9番 中村 光孝	10番 鶴淵 君江
11番 宇敷 和也 (会長)	12番 清水 文明
13番 井上 正文	14番 見城 覚
15番 小林 由喜子	

### ・欠席

なし

### ・遅刻

なし

### ・早退

なし

### ・農業委員会事務局職員

事務局長	山田 重之
事務局次長兼農地係長	小野 利明
副主幹	木我 健
副主幹	佐藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長 1. 開会前 午後 1 時 3 2 分  
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。  
在任委員 1 5 名中、現在の出席委員は 1 5 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。  
それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長 (宇敷会長) 2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 3 3 分
- 議長 3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 3 4 分  
最初に議事録署名人の指名を行います。  
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、3 番角田郁夫委員、5 番遠藤由理子委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
- 議長 4. 諸般の報告 午後 1 時 3 3 分  
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。  
事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告  
(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
(2) 農地の合意解約について  
(3) 現況証明願 (多那地区) について  
(4) 農地に該当しないことの証明願について  
(5) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する協議結果について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長 5. 付議事件 午後 1 時 4 0 分  
議案第 1 5 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

て」を議題といたします。

なお、4番の案件は、他の案件とは、別に審議すべきと判断しますので、関連があります、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6番と一括して議案の最後に審議いたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

#### 議案説明 6件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番の案件について

3番 はい。

議長 3番。

3番 譲受人が認定農業者で、土地も農地ですが、「農」とかが備考欄に何も記載がないのはなぜですか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 農振農用地ではないためです。

議長 ほかに。

2番の案件について

3 番の案件について

1 3 番

はい。

議長

1 3 番。

1 3 番

よく聞き取れなかったのですが、申請地は営農型発電設備を設置するための土地の賃貸借で良いでしょうか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

はい。そのとおりです。

議長

ほかに。

5 番の案件について

6 番の案件について

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 1 5 号については、4 番を除いて、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 1 5 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」は、4 番を除いて、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第 1 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、6番の案件は、他の案件とは、別に審議すべきと判断しますので、関連があります議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の4番と一括して議案の最後に審議といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 10件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

3番 はい。いいですか。

議長 3番。

3番 先ほどの説明からすると、議案書のその他欄には始末書添付が入ることになりますか。

事務局員 はい。そのようにお願いします。

議長 ほかに。

2番の案件について

3番の案件について

4番の案件について

5番の案件について

7 番の案件について

8 番の案件について

3 番

はい。

議長

3 番。

3 番

8 番の案件についてはお願いになりますが、いつも言っていますが、地域との遠隔地の場合には協調とか調和とかをお願いしたいと思います。

事務局員

はい。今まで同様に申請時等に周辺農地や住環境等に配慮するよう指示します。

議長

ほかに。

9 番の案件について

10 番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 16 号については、6 番を除いて、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、6 番を除いて、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第 15 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」4 番と議案第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」6 番を議題といたしますので、審議をお願いいた

します。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

3番 はい。

議長 3番。

3番 いくつかあるのですが、一つ目は、この案件だけ議案書のレイアウトがなんで違うのか。二つ目は、低いところは2 m高いところは4 mとなっていました。この区分地上権の設定が4 3 0 mから4 3 2 mパネルがこの範囲を超えるのではないのかと思います。三つ目は、3条は契約内容が区分地上権で、5条は賃貸借なので不統一ですよね。

最後にもう一つ、転用面積が0. 1 6 m<sup>2</sup>で3 6本支柱が立つことになっていますが、円周で割返しますと直径2 c mです。こんな細い支柱でパネルを支えられるのか。

以上です。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 レイアウトに関しては、区分地上権の設定になりますので、耕作目的の権利設定ではなく、ただし書きの許可要件の審議対象のためです。

区分地上権の範囲ですが、パネルの高さということではなくて、その物を設置する土地の高さ、標高ということになります。ですので、本申請地の平均海拔からの高さになります。

3条と5条で契約内容が違うとのことですが、3条は太陽光発電設備に設定する物権としての区分地上権です。5条は支柱部分を賃借する賃貸借権なので記載のとおりで間違いはありません。

3条3番の案件は契約内容が賃貸借となっていて、同じ農地ですから、農地全体を借りて耕作をする。そこに支柱を立てて太陽光発電設備を設置するものとなります。営農型発電設備の支柱用地は一時転用することになっているため、3条の賃貸借とは別に5条で再度転用のための賃貸借権の設定をしています。

転用面積の0.16㎡ですが、添付書類に支柱の仕様書があります。760(パイ)となっています。

3番                   そうすると違いますよね。0.16㎡に収まらないです。

事務局員           計算したところ記載のとおりで良いと思います。

3番                   この面積に収まりませんよ。3.14を掛けるんですけど、76mmに3.14掛けるといくつになるのか。計算してもらっていいですか。

事務局員           計算はしています。面積ですので、半径×半径×3.14なので、半径は0.038m×0.038m×3.14(パイ)×36本となり、0.1632296㎡となります。

議長               ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第15号4番については、議案第16号6番が許可された場合、同日付けで許可することとして申請のとおり、これを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長               「異議なし」と認めます。

よって、議案第15号「農地法第3条第1項の規定による許可申



請について」の4番について、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

つづいて、議案第16号の6番については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6番については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時32分

#### 6. 協議事項

- (1) 転用許可後の営農型発電設備の現地確認について
- (2) あっせん委員の委嘱について
- (3) その他

#### 7. 連絡事項

- (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦及び公募（終了時公表）について
- (2) 利用権設定について
- (3) 行事予定について
- (4) その他

#### 8. 閉 会

終了 午後2時55分